

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十七条の規定による第五種共同漁業権に係る令和二年度漁業権者別増殖目標数を次のとおり定めたので公示します。

令和二年四月七日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 渡 邊 勝 敏

免許番号		漁業権者		魚種名		増殖目標数 kg(尾)					
奈内共第一号	十津川村漁業協同組合	あ	ゆ	二、〇二五（	四〇五、〇〇〇）	あまご	五一三（	一七一、〇〇〇）			
									うなぎ	（	七九二）
奈内共第二号	十津川村漁業協同組合	こ	い	一八〇（	六、〇〇〇）	ふ	な	七〇（	二、三三三）		
										あ	ゆ
奈内共第三号	五條市漁業協同組合	あ	ま	ご	一〇七（	一九、〇〇〇）	こ	い	五〇（	一、六六七）	
											ふ
奈内共第五号	五條市漁業協同組合	あ	ま	ご	一〇七（	一九、〇〇〇）	あ	ま	ご	三、四〇〇（	三四〇、〇〇〇）
奈内共第六号	天川村漁業協同組合	あ	ま	ご	三、四〇〇（	三四〇、〇〇〇）	あ	ま	ご	三、四〇〇（	三四〇、〇〇〇）

十三号 奈内共第	下北山村漁業協同組合	上北山村漁業協同組合	あまご	八八八（ 八九、七〇〇）	奈内共第 十一号	下北山村漁業協同組合	こい	二〇（ 六六七）	奈内共第 十号	下北山村漁業協同組合	あゆ	三四〇（ 六八、〇〇〇）	奈内共第 九号	天川村漁業協同組合	にじます	四〇（ ）	奈内共第 八号	天川村漁業協同組合	こい	一〇（ 三三三）	奈内共第 七号	天川村漁業協同組合	にじます	八二五（ ）	うなぎ	（ 一、〇〇〇）	いわな	産卵床造成 二箇所

奈内共第 十四号	上北山村漁業協同組合 下北山村漁業協同組合	こ い	四五（ 一、五〇〇）
奈内共第 十五号	上北山村漁業協同組合 下北山村漁業協同組合	ふ な	九〇（ 三、〇〇〇）
奈内共第 十七号	野迫川村漁業協同組合	あ ま ご	四三〇（ 四三、〇〇〇）
奈内共第 十八号	野迫川村漁業協同組合	に じ ま す	一一〇（ ）
奈内共第 十九号	野迫川村漁業協同組合	あ ま ご	四〇（ 四、〇〇〇）
奈内共第 二十号	五條市漁業協同組合	あ ゆ	五五〇（ 一一〇、〇〇〇）
奈内共第 二十一号	五條市漁業協同組合	あ ま ご	二二〇（ 二二、〇〇〇）
奈内共第 二十一号	五條市漁業協同組合	こ い	五〇（ 一、六六七）
奈内共第 二十一号	五條市漁業協同組合	に じ ま す	九〇（ ）
奈内共第 二十二号	吉野漁業協同組合	あ ゆ	二一〇三〇（ 四〇六、〇〇〇）
奈内共第 二十二号	吉野漁業協同組合	こ い	七〇（ 二、三三三）

	奈内共第 二十六号	川上村漁業協同組合		あ	ゆ	一〇〇（	二〇、〇〇〇）
	奈内共第 二十七号	川上村漁業協同組合		う	なぎ	（	一四〇）
	奈内共第 二十八号	川上村漁業協同組合	あ	ま	ご	五〇〇（	五〇、〇〇〇）
	奈内共第 二十九号	川上村漁業協同組合	う	なぎ	（	一五〇）	
	奈内共第 三十号	川上村漁業協同組合	に	じ	ます	四〇（	）
	奈内共第 三十一号	川上村漁業協同組合	あ	ま	ご	二〇（	二〇、〇〇〇）
	奈内共第 三十二号	川上村漁業協同組合	あ	ま	ご	二〇（	二〇、〇〇〇）

奈内共第 三十三号	川上村漁業協同組合	あまご		一五、〇〇〇粒	
奈内共第 三十四号	黒滝川漁業協同組合	あゆ	二四〇（	四八、〇〇〇）	
		あまご	二六〇（	二六、〇〇〇）	
		うなぎ	（	一七〇）	
奈内共第 三十五号	津風呂呂湖漁業協同組合	あゆ	一〇（	二、〇〇〇）	
		うなぎ	（	五五二）	
奈内共第 三十六号	津風呂呂湖漁業協同組合	こい	一、〇〇〇（	三三、三三三）	
		ふな	三、一〇〇（	一〇三、三三三）	
奈内共第 三十七号	東吉野村漁業協同組合	あゆ	六五〇（	一三〇、〇〇〇）	
		あまご	五六〇（	五六、〇〇〇）	
		うなぎ	（	七〇〇）	
奈内共第 三十八号	東吉野村漁業協同組合	にじます	一八〇（	）	
奈内共第 三十九号	波多野漁業協同組合 月ヶ瀬漁業協同組合 五月川漁業協同組合	あゆ	二九〇（	五八、〇〇〇）	

奈内共第 四十号	波多野漁業協同組合 月ヶ瀬漁業協同組合 五月川漁業協同組合		奈内共第 四十一号	波多野漁業協同組合		奈内共第 四十二号	御杖村漁業協同組合		奈内共第 四十三号	布目川漁業協同組合		奈内共第 四十四号	布目川漁業協同組合		奈内共第 四十五号	豊里漁業協同組合		奈内共第	室生漁業協同組合	
こ い	ふ な	こ い	こ い	ふ な	わかさぎ	う な ぎ	に じ ま す	こ い	あ ま ご	あ ま ご	あ ま ご	あ ま ご	あ ま ご	あ ま ご	あ ま ご	あ ま ご	あ ま ご	あ ま ご	あ ま ご	あ ま ご
一七〇（ 五、六六七）	三五〇（ 一一、六六七）	一〇（ 三三三）	一〇（ 三三三）	三〇（ 一、〇〇〇）	一〇、〇〇〇千粒	（ 七〇〇）	二四〇（ ）	六三〇（ 一一、〇〇〇）	三五（ 三、五〇〇）	九〇（ 一八、〇〇〇）	（ ）	二、一〇〇（ 七〇、〇〇〇）	四、〇〇〇千粒	五〇（ 一〇、〇〇〇）	四〇（ 一、三三三）	一〇〇（ 一〇、〇〇〇）	一〇〇（ 一〇、〇〇〇）	一〇〇（ 一〇、〇〇〇）	一〇〇（ 一〇、〇〇〇）	一〇〇（ 一〇、〇〇〇）



奈内共第 五十五号	五條市漁業協同組合	あ ゆ	九〇（ 一八、〇〇〇）
奈内共第 五十六号	吉野漁業協同組合	あ ま ご	七〇（ 七、〇〇〇）
奈内共第 五十七号	津風呂湖漁業協同組合	わ か さ ぎ	二〇、〇〇〇千粒

※ 「こい」については、令和二年三月三十一日付け奈良県内水面漁場管理委員会告示  
第二号により放流等が制限されています。